柱1 子どもの権利擁護の推進

新策定要領における関連項目

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

県の取組状況

ア 子どもの意思形成と意見表明のための支援

- ●子どもの権利理解と意見表明の促進
 - ・子どもの権利ノートの見直し、活用
 - ・子どもの意見表明支援事業で施設等を訪問し、個別に意見形成、意見表明、代弁 等を支援
- ●子ども集会等の開催
 - ・各施設等において実施

イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援

- ●子どもの人権相談室事業の強化
 - ・「人権・子どもホットライン」による相談体制
 - ・児童養護施設等の基幹的職員に対する子どもの意見表明支援に関する普及・啓発 研修
- ●子どもの意見の代弁 (アドボカシー) 事業の推進
 - ・R6~の「かながわ子どもの意見をきくためのアドボカシーセンター(仮)」の設置 と事業運営に向けた準備
 - ・R6~の意見聴取等措置の取組みに向けた検討

ウ 子どもへの虐待の禁止の徹底

- ●体罰禁止及び体罰によらない子育てについての周知啓発
- ・リーフレットや動画の作成、研修等による保護者や子ども向けの啓発
- ・体罰に関する意識調査の実施

現状

- ・意見表明支援、意見聴取等措置など、権利擁護の取組が充実してきており、支援に本 人の意向がより反映されるようになってきている。
- ・重大な決定の判断の時に突然意見を聞かれても、子どもが自分の意見を述べるのは 難しい。
- ・高校生年齢になってから声を上げられるようになり一時保護に繋がる例があるが、 もっと早い時期に声を上げてくれれば、より的確な対応を図ることができる。
- ・権利ノートがどれぐらい子どもに伝わっているかがチェックできておらず、説明の 方法も各担当者任せとなっている。
- ・県として、「子ども委員会」のような、子どもたちが話し合って、施策に対して子ど もたちの意見を上げる取組みは行っていない
- ・意見聴取の前段として、子どもに説明が必要だが、職員の方は分かっている話なので、子どもの立場に立って理解できるような説明となっていないことがある。

- ・アドボカシー事業について、子どもがどのように受け止めているのか、まだ把握できていない。
- ・児童相談所の援助方針会議の前段となる合同ミーティングに子ども本人が入っていなかったり、施設において支援計画策定に子どもが参画する度合いが施設ごとに異なるなど、自らの支援に子ども自身の意見が十分に反映されていない。

課題

- ・小さい頃から育ちの過程の中で意見を表明するような機会の不足
- ・権利ノートを渡した後、繰返し説明ができているか、アンケート等により子ども側の 受け止めを調査する体制の整備と子どもの状態に合わせた説明の方法の標準化
- ・子ども同士が刺激し合って意見を形成していくプロセスや、自分たちの支援について関係者に訴えていく発表のための機会の不足
- ・取組みや子どもへの説明方法等を児童相談所職員に周知し理解を徹底するための取 組み
- ・アドボカシー事業についての子どもの受け止め方を定期的に調査し、事業に反映していくことが必要
- ・援助方針や支援計画に子ども自身が参画する機会の確保
- ・相談窓口について夜間利用できないことで使い勝手が悪くなっている可能性
- ・虐待する家族に対して、児童相談所が指導するというあり方では、親が子どもの権利 を守る取組みに当事者として主体的に参画できない。
- ・子どもの権利を確保するためには人材の確保・育成が欠かせないが、必要な人数が採 用できていない。

取組案

- ・教育の場で幼少期から意見形成の経験を積めるような働きかけ
- ・児童相談所の援助方針会議への子ども自身の参画
- ・施設における支援計画策定への子ども自身の参画
- ・子どもと児童相談所の意見が合わなかった時に児童福祉審議会に上げる体制整備
- ・「子ども委員会」のような、子ども同士で意見を形成し発表することができる場の提 供
- ・家族に対する児童相談所の支援のあり方について、指導から協働へ重点をおくため の専門性の強化
- ・児童相談所や施設職員の雇用条件の改善、定着に向けたサポート

- ・小さいときから育ちの中で、自分の気持ちをしっかり伝えられる環境(人・場所・機会)が整っている。
- ・子どもたちが、お互いに刺激し合って意見を形成することができる仕組みがある。
- ・県の施策や自分たちへの支援・サービスに対して子どもたちが意見を上げて、反映される仕組みがある。

- ・子どもの発達や障害の状態に合わせた説明の仕方が組織的に整備されている。
- ・アドボカシーの意味や活かし方について、児童相談所や施設、里親家庭の養育者等の 間で理解が共有されている。
- ・重層的な取組みにより、単に子どもの声を聴くだけでなく、その子の最善の利益の保 障の観点に立って、大人が責任を持って子どもの福祉を担保することができている。
- ・子どもとつながり、意見が言えるようエンパワーして、意見が出されたことを施策や サービスに展開させていく「アドボケイト展開の3本柱」が確立されている。
- ・子どもの声を聴き、意見を尊重するだけでなく、その子の状況を的確に把握した上 で、かつ押し付けにならないようサポートができる人材が育成できている。
- ・保護者や養育者による体罰は虐待であることや体罰によらない子育てについて、子 どもや保護者等の理解が得られている。
- ・被措置児童等虐待の禁止について、施設職員及び里親に徹底されている。

柱2 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

県の取組状況

ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

- ●児童虐待事案に迅速・的確に対応できる児童相談所体制の構築
 - 児童相談所の福祉司や心理司を増員
- ●児童相談所の法的対応を強化するための相談体制の整備
 - ・県所管 6 児童相談所に非常勤弁護士を配置して毎週の援助方針会議に同席、法的 対応について助言等を得るとともに、常時、電話等での相談も可能な体制を構築
 - ・R7.6~の一時保護開始時の司法審査に向けた準備
- ●厚木児童相談所新築工事
 - · R4~供用開始
- ●相談しやすい体制整備による虐待の未然防止と早期発見・対応の推進
 - ・子ども・家庭 110 番 毎日 9 時~20 時
 - ・全国児童相談所共通ダイヤル 24 時間 365 日
 - ・かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE 月~土 9 時~21 時
- ●関係機関間のさらなる連携強化
 - ・子どもを取り巻く環境の複雑化に伴い1つの機関だけで解決を図ることが困難 になっており、関係機関の一層の連携が必要
- ●児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止
 - ・検証作業での課題事項や、得られた提言を元に、支援機関とも共有。今後も再発 防止に向けた取組みを継続

イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護

- ●児童相談所の人材確保・育成
 - ・毎年度、一時保護所職員や児童福祉司を対象とする研修の実施
 - ・一時保護所の権利擁護プロジェクトにおいて、適切な一時保護について検討
- ●厚木児童相談所新築工事【再掲】
- ●子どもの状況に応じた施設や里親等への委託による一時保護の実施
 - ・個別のケースの状態を考慮した施設や里親宅への一時保護を実施
- ●一時保護所の自己評価及び第三者評価の実施
 - ・一時保護所の第三者評価の試行、R6から第三者評価を実施
 - ・子どもの意見表明等支援事業で一時保護児童から意見聴取し、児童相談所に伝達
- ●子どもの意見の代弁 (アドボカシー) 事業の推進【再掲】

ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援

- ●市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保
 - 市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者等への研修
 - ・ 市町村児童福祉主管課長会議での情報共有
- ●児童相談所による市町村支援の強化
 - ・各児童相談所の SV が管内市町村の要保護児童対策地域協議会をサポートする研修等を実施

エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開

- ●老朽化施設の再整備による養育環境の改善
 - ・児童養護施設等施設整備費補助金を利用した聖園 BH の移転建替
- ●乳児院の多機能化等の推進による機能強化
 - ・小規模化による早期の家庭復帰や里親委託への移行に向けた取組み
 - ・民間乳児院2施設への里親支援専門相談員追加配置
 - ・ドルカス BH において R6 年度からショートステイの実施に向けて綾瀬市と協議

新策定要領における関連項目

- (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
 - ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - ③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (6)一時保護改革に向けた取組
- (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 - ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
 - ②親子関係再構築に向けた取組
 - ③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (11)児童相談所の強化等に向けた取組
 - ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
 - ②都道府県(児童相談所)における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

現状

(児童相談所)

・児童相談所は、職員が異動で変わってしまう。また、18歳以降の支援のためのスキルがない。

(一時保護)

- ・現行計画の中では一時保護所の定数の適正数の把握がされていない。
- ・虐待に伴う一時保護がほとんどになり、その他の理由で保護ができなくなっている。
- ・一時保護所が定員超過し、保護期間も1年超となる子どももいる。
- ・一時保護に際しての子どもへの説明が、子どもに分かるように行われていない。
- ・一時保護所について客観的な尺度で実践を振り返ることが今までできていない。
- ・児童相談所の一時保護所からどこの地域までも通学することは物理的に困難。 (市町村)
- ・施設による地域支援は、細かいところまで手が回らない。
- ・里親を活用したショートステイも考えられるが、市町村で里親を支援する体制は難 しい。
- ・里親が養育できるような支援体制を地域と一緒に構築できていない。

- ・こども家庭センターや地域子育て相談機関の設置について、市町村で検討中。
- ・一時保護までは至らなくても、一般家庭の方から預かりが必要というニーズがある。
- ・里親への緊急一時保護で、ショートステイでもよいようなケースもある。(乳児院)
- ・乳児院から家庭復帰の子も多く、家庭に戻った子どものアフターケアの充実をしっかりしたい。
- ・乳児院でのショートステイ実施することで、ショートステイを行っている自治体の 子は、家庭復帰後も何かあればショートステイで受け入れられる。

(妊産婦支援)

- ・妊娠葛藤を抱えていて、妊娠SOSにつながるよりも隠匿したいという意識の方が 強いために、ゼロ日で遺棄するということが起こっている。本人が望まない妊娠、予 想もしていない妊娠というのはたくさんある。
- ・市町村ごとに特定妊婦・要保護児童・要支援児童の判断に差がある。
- ・若年のひとり親家庭で被虐待体験等もあるようなケースでは里帰り出産できない方 が非常に多い。
- ・ 虐待が起きてから児童相談所が介入するので、保護者は構えてしまうし支援は難しくなる。
- ・保健センター、保育園、産科医療機関が連携していく上で、産科医療機関ごとにリスク評価のレベルにばらつきがある。

課題

(児童相談所)

児童相談所の職員育成体制等の強化が必要。

(一時保護)

- ・一時保護のニーズに応えられるような保護所の定数を算出して必要な数を確保しなければならない。
- 特に1年を超えるような長期の一時保護は重大な権利侵害である。
- ・どうしても長期化してしまう場合、理由と背景を把握することは重要。
- ・子ども自身が正しい情報を基に判断できるよう十分な説明を行う仕組みを組織として整備していく必要がある。
- ・R6~の第三者評価の実施に向け、何ができているのか確認する必要がある。
- ・一時保護所以外で通学が保障できる一時保護の検討が必要。

(市町村)

- ・市町村と連携した支援体制を構築していく必要がある。
- ・施設が所在していない市町村との連携をどうするか。
- ・市町村や地域に里親や社会的養護が必要な児童のことを知ってもらう必要がある。
- ・里親家庭を要支援ケースにする等して市町村も含めて地域で支える仕組みが必要。
- 各自治体での子育て支援の状況を県が把握しておく必要がある。
- ・市町村でのトワイライトステイなど一時保護ではない預かりの事業の整備が必要。
- ・市町村にショートステイの制度がない、あってもショートステイの場合は費用が掛

かるため利用しないということもある。

- ・一時保護が受けられない里親でもショートステイだと受けられるなど、里親の活動の場を増やすきっかけになるのではないか。
- ・多くの役割が市町村に課せられていると感じる。今後こども家庭センターの事業を 進める上では、県からのより多くの支援が必要。 (乳児院)
- ・いきなり予防的支援に取り組むのではなく、退所した子のアフターケアで地域との つながりを作っていくことで予防的支援につながるのがよいのではないか。
- ・同じ県内でも居住地の自治体によって支援が受けられない場合がある。 (妊産婦支援)
- ・特定妊婦になる前の段階、妊娠することそのものに対する手厚いサポートというところに立ち返っていく必要がある。そのためには教育も必要だし、思春期といわず、子ども時代から一貫した、次世代を育成することを視野においた支援のあり方を検討する必要がある。
- ・母子保健の領域で、妊娠の段階から関わっていく市町村が、特定妊婦をきちんと把握 し、ケアを充実させていくことが重要。
- ・子どもだけ預かるショートステイは分離体験のようになってしまうが、今後、親子一緒のショートステイもできるようになる。親子一緒の中で沐浴や授乳等を手取り足取り教えて支えていくようなことが新しいショートステイではできる。
- ・若年妊婦の里帰り出産先として、ベテランの里母や職員がいるファミリーホームを 活用することも考えられる。
- ・周産期の親子への市町村支援を厚くすることは、非常に効果が大きく、重要である。 すぐに分離ではなく、親子一緒でできる限り健康に育っていけるように後押しして いくという取組みは、人生早期に開始すれば効果は必ず見込める。
- ・社会的養護の資源を使用した妊産婦支援と、市町村の産後ケア事業の違いが不明確なので整理が必要。母子生活支援施設は値段が高かったりDV以外受けないという制限があったりして使い勝手がよくない。

取組案

- 児童相談所の体制強化
- 児童相談所の第三者評価の実施
- ・児童相談所職員の雇用条件の改善
- ・一時保護所の定数の適正数を把握した上で、保護所の定数の増
- 児童養護施設での一時保護定員の確保
- 通学支援員の配置
- ・一時保護が長期化して生活の場となっている子どもに対して、一時保護所における 一般的な保護児に対するルールを適用しない仕組み
- ・既存の一時保護所についても、新しい基準に即した設備と運営に近づける努力
- 一時保護所の子どもへのお小遣い支給
- ・意向のある施設に児童家庭支援センターを設置し、施設・市町村・県の連携体制を構

築

- ・乳児院や児童養護施設での妊産婦支援の実施
- ・県や施設が市町村の地域資源を把握し、家庭復帰の判断や地域での支援へつなげる。
- ・地域で子育て支援をしている NPO や個人との協働

- ・社会的養護が必要な児童やその家族の背景を捉え、必要な支援を整理し、里親等や施設において適切に養育が行える体制が整えられている。
- ・職員が異動しても継続的な支援ができるよう、情報の引継ぎ等の体制が構築されて いる。
- ・一人ひとりの子どもが抱える問題に向き合ってカバーできるような一時保護体制(建物などのハード面、プログラムなどのソフト面)が整っている。
- ・一時保護が長期化する理由と背景について、事例的な検証ができている。
- ・一時保護が必要な子どもが地域に滞留していないか、実態が把握できている。
- ・一時保護中も通学が継続できる。
- ・保健センター、保育園、産科医療機関が連携できている。
- 特定妊婦になる前の妊娠することそのものに対して手厚くサポートができている。
- ・母子保健の領域で、妊娠の段階から関わっていく市町村が、特定妊婦をきちんと把握 し、ケアを充実させていくことができている。
- ・すぐに分離ではなく、親子一緒でできる限り健康に育っていけるように後押しして いくという取組みができている。
- ・子ども時代から、大人になって次世代を育成することまで視野においた教育や支援 ができている。

柱3 家庭と同様の環境における養育の推進

県の取組状況

ア 里親等への委託の推進

- ●フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
 - ・中央児童相談所虐待対策支援課、里親担当課長、里親センターひこばえ、子ども 家庭課により里親委託推進ロードマップを作成し、具体的な取組内容等を整理
 - ・各地区里親会での里親を対象としたサロンや研修開催、里親同士でのレスパイト・ケアの実施
 - ・県里親会、中央児童相談所、子ども家庭課にて県里親会のあり方検討会を開催、 検討中
 - ・児童相談所によっては里親担当児童福祉司を複数名配置
 - ・子ども家庭課と各児童相談所による「里親支援の充実プロジェクト」での検討
 - ・里親制度の広報や里親講座実施に当たって市町村が協力
- ●乳児院に一時保護委託・措置された乳幼児の里親等委託の重点的推進
 - 援助方針会議等で里親委託を積極的に検討
 - ・施設入所児童も里親への措置変更の可能性を検討。親子支援チームによるヒアリングを活用して「里親への措置変更の可能性を探る調査」を実施
 - 「措置決定に向けたフローチャート」を作成し、データ収集、検証実施
- ●ファミリーホームの設置促進
 - ・設立相談が数件あり、設置に向けて調整中
- ●専門里親の育成
 - ・専門里親は専門里親更新研修を受講、R4・5 は新規の専門里親認定なし。有資格者のリクルート未実施
 - ・里親への研修について、フォスタリングチェンジ・プログラム (FCP) 導入に向けた準備

イ 児童養護施設等の高機能化等

- ●計画的な施設の小規模化及び地域分散化の推進
 - ・毎年施設にヒアリングを行い、小規模化、地域分散化の検討状況を把握、実施の 促進を説明
 - ・ 5 県市の定員協定会議で協定枠の調整
- ●施設の高機能化及び多機能化
 - ・毎年施設にヒアリングを行い、高機能化、多機能化の検討状況を把握、実施の促 進を説明
 - ・各施設で里親のレスパイト・ケアを実施
 - ・R5年度~ゆりかご園が放課後等児童クラブを実施
- ●人材の確保と専門的ケアの充実
 - ・専門的ケアの研修については、中央児童相談所で一部実施しているが、人材確保・ 育成の取組については今後の課題
- ●多様な子どもの支援を推進する民間施設支援

- ・各施設に、民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助金を交付
- ●子どもの専門的ケアニーズに応じた施設利用
 - ・きらりについて、乳児院・福祉型障害児入所施設・児童心理治療施設の複合型施設として、それぞれの特色を生かした一体的な運営

ウ 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築

- ●養子縁組への相談支援の充実
 - ・ひこばえの養子縁組対応専門員を中心とした相談支援
 - ・ひこばえで、養子縁組に関する児童相談所職員等支援者向け研修会を実施
- ●民間の特別養子縁組あっせん団体との連携に係る検討
 - ・あっせん団体からの報告を受け、特別養子縁組の成立の状況を把握
 - ・ひこばえ担当者が NPO 法人等の実施する養子縁組関係機関連携会議等に参加
- ●養子縁組制度の普及・啓発
 - ・保育士試験会場や不妊治療機関でのリーフレット配布、大学等での PR 動画配信

新策定要領における関連項目

- (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 - ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組【再掲】
 - ②親子関係再構築に向けた取組【再掲】
 - ③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組【再掲】
- (8) 里親等への委託の推進に向けた取組
 - ①里親等への委託こども数の見込み等
 - ②里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
- (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ①施設で養育が必要なこども数の見込み
 - ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

現状

(里親)

- ・子どもに合った里親や施設を選べるほど、里親の数や施設の定員に余裕がない。
- ・里親登録数の増に対し、里親委託数はあまり増えていない。
- ・子どもが自立後に困って里親のところに来ても、里親の手元に情報がなく、特に三日 里親については、長期間関わっている子どもがいても情報がない。
- ・里親と施設等とで、自立支援についての感じ方にギャップがある。
- ・障害のある子どもがグループホームに行くこともあるが、グループホームの職員は、 里親が実家であると認識している場合がある。
- ・措置先等の決定について、施設と児童相談所で温度差がある。施設側で里親養育が良いと思う子であっても、様々な理由で里親委託できない例がある。
- ・里親から見て、行政が掲げる目標が達成されるとどうなるのか分からないし、里親 会・施設・県・国等が協力して目標に向かっていくという空気が感じられない。ま た、里親を支援する事業や機関が作られても、現場の里親にはそれが見えていない。

- ・新しい里親は、専門的な知識を持っているわけではないので、困った時にどこに相談 したらよいのかが分からない。
- ・児童相談所は、里親への支援が不十分なまま委託を増やしても、里親も子どもも幸せ になれないと考え、無理な委託はしていない。各所里親担当の常勤職員はほぼ1名の 体制である。
- ・措置決定に向けたフローチャートは、最初の窓口で対応する児童相談所のスキルアップに資する取組みだが、それ以降、継続的に子どもをどう見てどう育てていくかの 積み重ねのためには、時間も人も足りていない。
- ・児童相談所の所管地域ごとに、児童相談所と家庭養育支援センターと里親センター ひこばえが連携して里親支援に取り組んでいるが、児童相談所の現場に浸透してい ない。
- ・県域は面積が広く、地域性も強い。各児童相談所地域でサロンをしており、各地域の 里親と里親支援専門相談員のつながりもある。
- ・里親センターひこばえが、児童養護施設やあすなろサポートステーションなど色々な機関と連携して里親支援をしている。
- ・里親支援は、10年20年と長期間にわたるが、現在の児童相談所の人事異動の速さでは、里親からすると担当者が数年で変わってしまう。 (施設)
- ・良い取組みをどんどん取り入れようという施設とそうでない施設があり、どの施設 に暮らしているかによって支援の内容が変わってしまう。
- ・県では、地域の支援を、要保護児童対策地域協議会と児童相談所で、市町村と連携しながらやってきており、児童家庭支援センターは設置していない。
- ・施設でショートステイ・トワイライトステイ等をやる際にはケースワーク的な要素 もあり、児童家庭支援センターのような役割も求められている。
- ・施設から家庭復帰した子の地域でのアフターケアについて、施設がどういう役割を 果たすのか明確になっていない。
- ・県が施設を所管しているため、地域・市町村とのつながりで何を実施したらよいか、 市町村のニーズはあるのかなどが分かりづらい。
- ・施設での里親のレスパイトは、施設の状況によっては受けられないことがある。里親会に入っている方は、横のつながりで色んな方にお願いができるが、入っていない方は選択肢が少なく、レスパイトができずに疲弊してしまうという問題がある。また、現在、市町村のショートステイやトワイライトステイを里親がレスパイトとして利用はできない。
- ・里親支援専門相談員が児童養護施設と里親の間に入ることで、三日里親の活動につながっている。
- ・ショートステイや児童家庭支援センターの業務を施設が実施するに当たっては、ケースワークを担うことになるが、地域のケースワークはあまりやってないので、施設としては手を挙げにくいところがある。
- ・ショートステイ・トワイライトステイの委託先施設でも、保育士の不足に悩んでい る。

(パーマネンシー保障)

- ・パーマネンシー保障に対する理解や共通認識が支援関係者の中で確立していない。
- ・特別養子縁組を望む里親は十分な数いるが、特別養子縁組の担い手が少ないのか、発 達的な難しさ等の子どもの課題等で難しいのか、実態が見えない。

課題

(里親)

- ・子ども本人の意見を聞いて、里親や施設が良いと言っても、選択の余地がないとした ら声を上げても現実味がない。
- ・里親の手元に自立支援の情報が届く仕組みが必要。
- ・三日里親であっても、長期間子どもの養育に携わり、自立に向けて重要な役割を果た すということを、関係者が認識して支援していく必要がある。
- ・障害分野等も含め、子どもに関わる方への里親制度の普及啓発を進める必要がある。
- ・措置先の決定に当たっては、児童やその家族、里親等や施設の意見を聴取した上で、 児童に最適な環境を提供する必要がある。本当に子どもに合った場所が選択できて いるのか、少なくとも関係者がお互いに、なぜ里親等委託推進や家庭養育優先なの か、何が子どもにとって大事なのかを共有した上で計画を作らなければならない。
- ・県が何を目指しているのか、里親の目線に立って共有し、そのためにどのような支援 を行っているのか、分かりやすく説明していく必要がある。
- ・知的障害や発達障害などの相談先が分からないと、そういう子の委託は受けない方がよいということにもつながる。どこに相談すればよいか、窓口や役割等の見える化が必要。
- ・社会的養護が必要な児童の受け入れ先の確保と同時に、社会的養護に至らないよう 予防的支援を講じる必要がある。
- ・児童相談所も含む里親への支援体制強化が必要である(里親支援の質・量を高めていく必要がある)。
- ・里親支援専門の児童福祉司やフォスタリング機関といった、長く専門的に携わるスタッフが必要。
- ・ケースワーカーなど児童相談所側の理解促進が必要。
- ・今後、里親支援センターが里親支援の主体となるとすると、設置場所・数、どの機関 が担うのか、児童相談所側の体制をどうするのか、などの検討が必要。
- ・地域における児童相談所、施設、里親のつながりを活かした里親支援は県の財産であ り、今後も大切にしていく必要がある。
- ・里親支援センターで一貫した里親支援をするとしても、里親支援センターがすべて 抱え込むのではなく、色々な機関との連携により進めていくことになる。
- ・ずっと里親を知っている機関や人で、里親支援を継続できるような場所を作ることは重要。

(施設)

- ・施設間、施設と里親間の格差がないようにしていく必要がある。
- ・児童福祉法の改正で市町村にこども家庭センターが設置され、施設でのショートス

テイ・トワイライトステイのメニューも拡充されている。

- ・より地域の中で、妊娠期から切れ目なく子どもたちを支援していくことが求められる。
- ・児童家庭支援センターが、市町村からの委託を受けて子どもの指導等を行っている 自治体もあり、県でも設置を検討する必要がある。
- ・こども家庭センターと施設との連携方法や施設の役割について明確化する必要があ る。
- ・市町村のニーズの把握、施設所在市町村以外での連携をどのように行うのかの検討が必要。
- ・施設、市町村、双方の業務内容や役割、強み、ニーズ等について共有できるような仕組みが必要。
- ・施設や里親間でのレスパイトの推進や、市町村のショートステイやトワイライトステイを里親がレスパイトとして活用できる仕組みが必要。
- ・里親支援センターが開設され、施設から里親支援専門相談員がいなくなってしまうと、施設で誰が3日里親をフォローするのか。
- ・施設がケースワークを担える人材を確保、育成することを支援する仕組みが必要。
- ・施設における人材確保、育成を支援する仕組みが必要。 (パーマネンシー保障)
- ・家庭の状況や養育の困難さを把握した上で、どのような支援があれば家庭での養育 を継続できるかのサポートを考えていくためには、パーマネンシー保障について県 として統一した考え方を示して関係者が共有している必要がある。
- ・特別養子縁組等で永続的な居場所が確保されるべき子どもが、支援する側の都合で 養子縁組ができないとなると、子どものための制度ではない。養子縁組が必要な子ど もの数を、児童相談所としてきちんと確認する必要がある。

取組案

- ・県としてのパーマネンシー保障の考え方を明示し、関係者に理解してもらう。
- ・分かりやすいスローガンで、単に施設の措置児童数を減らし、里親委託を単に増やす ものではないことを示す。
- ・潜在的に分離が必要なケースも含めた社会的養護が必要な子どもたちの数、特別養 子縁組、里親委託、施設養護それぞれを必要とする子どもの数の把握、分析
- ・児童相談所の里親支援体制の強化
- ・里親への支援を継続するに当たり、児童相談所でも民間でも担当者が変わった時に 引き継ぐべき事項の共通認識
- ・6 児童相談所で里親支援の際の施設や里親等と共有する情報の取扱いを共通化
- ・24 時間里親をサポートする体制の整備
- ・里親研修で県が求める里親像についてより丁寧に説明
- ・代替養育としての里親の役割(親子再構築含む)、自立支援を目的とした里親の役割 (高年齢児委託)、3日里親等役割に合わせた研修体系
- ・施設でショートステイを実施している地域から里親へのショートステイを実施

- ・保育園や学校、医療関係者への里親制度の普及啓発
- ・取りこぼされる子どもが出ない形での施設の小規模化・地域分散化

- ・パーマネンシー保障の考え方や、なぜ里親等委託推進や家庭養育優先なのか、何が子どもにとって大事なのかが関係者で共有されている。そしてそのことを、子どもの年齢に応じて分かりやすく説明し、子ども自身が知ることができている。
- ・子どもをまんなかにして、施設や里親が協働する養育のあり方について深く検討で きている。
- ・潜在的に分離が必要なケースも含めた社会的養護が必要な子どもたちの数、特別養子縁組、里親委託、施設養護それぞれを必要とする子どもの数について分析ができている。
- ・親子分離が必要な子ども一人ひとりに合った養育環境が整っている。
- ・児童相談所が、里親と協働していく関係を構築できている。
- ・里親や施設職員が余裕を持って子どもにしっかりと向き合える体制が整っている。
- ・里親の元に必要な情報がきちんと提供されている。また、県が何を目指しているのか、そのためにどのような支援を行っているのか里親の理解が得られている。
- ・里親がどういう時にどこに相談すればいいのか窓口が分かるようになっている。
- ・継続的に子どもの育ちを見ながら、里親支援を行っていける専門的なスタッフがい る体制が整っている。
- 児童相談所のケースワーカーが里親委託についての理解を持っている。
- ・施設と里親がお互いをどのように認識しているのかが整理されている。
- ・市町村が施設のことを知っていて、施設も市町村のニーズを把握できている。
- ・施設が所在しない市町村も含め、施設と市町村と県の3者の協働がしっかりとできている。
- ・児童家庭支援センターが施設と市町村と県の3者の協働のパイプとなり、在宅支援 での家庭へのアウトリーチや母子保健との連携、親子ステイ等、予防的支援ができて いる。
- ・里親間、里親と施設間、施設間での措置変更が人生の連続性の分断になってしまわないよう、施設や里親が協働して移行期を手厚く対応できている。
- ・施設間、施設と里親間で支援内容の格差がない。
- ・施設において十分な人材確保、育成ができている。
- ・特別養子縁組が適した子どもが縁組できる。

柱4 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

県の取組状況

ア 代替養育を経験した子どもの自立支援ニーズの把握と支援

- ●代替養育を経験した者からの意見聴取
 - ・あすなろ連絡会で退所児童等の意見聴取や状況調査等を実施、「あすなろワーク ブック」や「事例から学ぶ退所後ケアサポートガイド」の作成等、支援の検討・ 情報共有を実施
- ●代替養育を経験した者へのフォローアップ
 - ・あすなろサポートステーションで相談、各支援機関との連絡調整、相談時の同行等を実施
 - ・児童養護施設等に自立支援担当職員を配置して、自立に向け支援を実施

イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

- ●子どもの自立に向けた支援の充実
 - ・あすなろサポートステーションで自立支援研修を実施、施設でのキャリア教育に 協力
- ●社会的養護自立支援事業等の実施
 - ・措置解除後も引き続き居住の場を提供し、必要な支援を行う里親や児童養護施設 等に対し、居住、生活に関する一定の費用を補助
 - ・就学者自立生活援助事業により、自立援助ホームに入所する 20~22 歳までの大学等に就学している者に対し支援
- ●「継続支援計画」の作成と自立支援
 - ・あすなろサポートステーションの自立支援コーディネーターが、継続支援計画の 作成モニタリング等、本人、施設、児童相談所等とカンファレンスを実施
- ●自立援助ホームの開設促進
 - ・R4 に 1 施設(男子)、R5 に 1 施設(女子) 開設。既存施設を含め、各施設とも就 学を目的とした子どもを受入れ

新策定要領における関連項目

- (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組
 - ①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
 - ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

現状

- ・神奈川県という風土では、自立=納税者になるということではなく、もっと「自立」 という言葉が温かくとらえられているが、児童福祉、社会的養育としてどこを自立と みなすか、必ずしも関係者で共有されていない。
- ・あすなろサポートステーションの開設等により、リービングケア、アフターケアに関しては、県の取組みは充実してきており、また、あすなろ連絡会で、支援者同士の情報共有等も盛んである。

- ・ あすなろ連絡会でアフターケアの状況調査を行ったが、施設に対する他記式の調査 であり、退所者本人による自記式の調査はできていない。
- ・当事者として、法律や制度と、現場で行われていることの間に強いギャップを感じている。また、あすなろでの支援は自分にとっては十分なものであったが、支援が必要な子どもが取りこぼされないようになっているのかが不明。
- ・自立支援の対象者の金銭管理を、本人との同意の上で施設が行っている場合がある。
- ・神奈川県内でも、5県市で措置延長の取扱いに差があり、同じ施設内で措置延長が認められる子と認められない子が出てきている。
- ・自立支援担当職員は各施設に1名の配置だが、同性の職員の対応が望ましい場合が ある。
- ・自立援助ホームは、黎明期の頃は草の根的な、支援対象者に対する「思い」で始めていったという歴史を聞いており、自立援助ホームの核となっている。
- ・仕事に関する相談はかなり多く、まず求職のハードルが高く、仕事を始めても続かな かったりする。
- ・進学の子に対しては措置延長や自立支援事業での対応が充実してきて、きちんと卒業できる子が増えてきている。一方で、高卒後就職の子は、施設から出してしまい、 仕事もうまくいかずに辞めてしまって、支援が必要になるというパターンが増えている。
- ・入所の時点で、かなり学校に行くのが難しい状況の不登校の状態で入所してきて、施 設入所後登校できる子もいるが、登校できず、高校中退という子もいる。
- ・施設での一時保護や措置に伴い、長時間の通学が必要になる場合がある。
- ・子どもが自分自身のこと(病気について、国籍について等)をあまり知らずに自立を 迎えている。里親も、通院等は児童相談所が行っていて、病気のことについて情報が ない場合がある。
- ・子どもの精神科と大人の精神科を両方診られるところは少ない。
- ・リクルート社で、キャリア支援のプログラムを、あすなろと協力しながら提供しているが、施設の自立支援担当職員が若年化していて、あまり社会経験がないのに、児童に指導しなければいけない難しさがある。
- ・民間の施設では、子どもの記録を永年保存しているところも多いが、児童相談所における記録の保存期間は、原則25歳以上かつ解除後6年以上経過すると破棄の対象となる。個人情報保護の観点から長期間の保存が難しい。

課題

- ・社会的養護における自立とは何かという最低限の基準を共通認識していないと、施設や担当者によって、できる・できないが生まれてしまうし、PDCAも回りにくくなるので、そうした基準が必要。
- ・取組みが、当事者に届いているのか、効果的な手法なのか、実態が定量的に分かると優先順が付けやすい。課題について「点」としては出てきているが、どういう構造で問題が起こっているのかが分からない。また、社会的養護の自立支援が充実してきたが、一時保護のみであったり、成人前に家庭復帰したりした子の自立支援がどうなっ

ているのか、支援の格差があるのではないか。

- ・社会的養護の中だけではなくて、どう地域の中で暮らしていくか、子どもが地域社会 に参加できるような養育支援が必要。
- ・当事者に対する自記式の調査の実施が必要。
- ・制度の趣旨に基づき、現場での支援が実践されるよう徹底していく。また、子どもが 確実に支援につながれるような仕組みを整えることも必要。
- ・一部では、ビジネスとして自立援助ホームに参画する動きもみられるが、そもそもの 理念を共有しながら自立援助ホームの増設をしていきたい。
- ・求職~就職後までのアフターケアの充実が必要。
- ・中卒者の状態でどう社会につなげて、リービングケア・アフターケアを継続的に行っていくか。
- ・自立後に、里親や子どもが子ども自身(精神疾患等)のことを知らないがために、ど のような支援先を利用すればよいのか分からないことがある。
- ・15 歳や18 歳の時点で、大人の精神科医に移る際、申し送りが十分にされないことがある。また、発達の特性がある方は、医師が変わることで非常に不安定になってしまうこともある。
- ・代替養育経験者が大人になって初めて発達の特性を認識して病院を受診したときに 資料が不十分なことが多い。医療現場でもカルテは 5 年で廃棄して良いとなってい る。
- ・医療現場では、福祉分野でこうした支援を頑張ってやっているということが、あまり 知られていない。啓蒙していくためのパイプ役が必要。
- ・頼れるところをたくさん作る能力を育てていくことは、医学的な治療の一環でもあると思っているが、診療内でできるかどうかということもあり、まずは児童福祉等の情報を紹介したりすることからと思っている。
- ・18 歳に間近いタイミングで保護された子たちは、自立支援というより、そもそもケアが足りていない。長くケアを受けてきた子たちの自立支援とはニーズが違うので、分けて考える必要がある。
- ・児童福祉で18歳以降の支援が充実されてきているが、成人向けの制度との整理が必要。児童福祉で制度があることで、従来その年代の支援を担っていた機関が、手を引く口実にもなりかねないと懸念される。
- ・自立についての話は、児童福祉だけではなく、他の制度や領域と切れ目なく重なり合っており、他の領域との横断的なプロジェクトが必要。
- ・キャリア支援の、職員向けプログラムのニーズがあればツールの提供についても検討していきたいが、人手不足でツールを活用できないということも考えられる。例えば、協力企業のキャリアアドバイザーをボランティア的に派遣して、直接キャリアアドバイスをする方が助かるということであれば、そういうことも検討していけると良い。
- ・社会的養護の経験者にとって、自分の過去を振り返ろうと思えるようになるのは 25 歳よりももっと後になることが多い。その時に記録が残っていることは本人にとって非常に重要であるため、記録の保管期間についても議論が必要である。

・性犯罪等の公訴時効が延びたこともあり、児童相談所に記録の開示を求める場合があり、そういう観点からも記録の保存期間の延長は必要。廃棄されてしまうと、児童相談所が重大な権利侵害をしてしまう可能性があり、差し迫った問題である。

取組案

- ・何をもって自立とするのか、最低限何が達成されている必要があるかの基準をとり まとめて関係者で共有
- ・地域資源を把握して、関係者が共有
- ・地域で活動している、個人を含む民間との協働推進
- ・児童福祉の制度と成人の福祉制度等との関係の整理
- ・子ども本人が自分自身の情報を保持する取組み
- ・自立を経験した里親が集まって話を聞く機会を設ける。
- ・自立後の里親支援体制の検討
- 精神疾患等、成人後も継続した対応が必要になる情報の子どもや里親への提供
- ・児童相談所の記録保存期間の見直し
- ・民間との協働による施設の実態に合ったキャリア支援プログラムの導入
- ・18 歳近くで保護された子たちのケアについて検討
- ・社会的養護自立支援事業の振り返り
- ・児童自立生活援助事業のI型とII型の関係の整理
- ・児童自立生活援助事業 II 型の実施モデル構築、使い勝手の向上

- ・何をもって自立とするのか、関係者間で共通認識ができている。
- ・当事者の声と自立支援に関わってきた関係者の声を、きちんと聴きとることで、支援 における課題や当事者の困り感が把握できている。
- ・代替養育を経ていない、地域の要保護・要支援の子どもたちの自立についても支援が できている。
- ・実質的に支援の年齢上限がなくなるため、その子どもに関わった児童相談所として、 いつまでどのような関わりができるのかが整理されている。
- ・里親支援はコミュニティソーシャルワークであるため、狭い関係者だけでなく、子どもを取り巻く関係者、関係機関、そしてこれから関係してくれる人たち等、社会全体が自立していく子どもを支援する体制ができている。
- ・児童福祉の分野の取組について、幅広く知られている。
- ・自立支援と早期支援がつながり合って、地域の中で支えていくことで、次の世代での 虐待の予防につながるようなシステムが構築できている。
- ・妊娠(胎児)から小児、さらに成人して次の世代を育てるまでをサイクルとした視点 で社会的養育をとらえることができている。
- ・社会的養護の経験者が、自分の過去を振り返ろうと思えるようになった場合など、記録を必要とする時にきちんと残っている。

その他

新策定要領におけるその他の項目

- (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (12) 障害児入所施設における支援

留意事項

あるべき姿 (全般)

- ・子どものニーズに合った環境(里親・施設・一時保護)が用意されている。
- ・妊娠、胎児の段階から自立後まで、お互いに機能しあいながらカバーしていく体制が 実現できている。
- ・子どもたちを支援する側が自己を犠牲にすることなく、ゆとりを持って働ける環境 が実現できている。
- ・常に実態を把握しながら、検証してPDCAサイクルを回すシステムが構築されている。
- ・当事者・関係者に施策の内容が伝わっていて、理解してもらえている。
- ・当事者・関係者が施策をどのように受け止めているのか把握できている。
- ・いろいろな関係者が様々なプロジェクトやワーキングをやっているので、それらが きちんと一体化して動いていける体制

今後実施を検討している調査等

- ・地域の現状(資源の必要量等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等)について、市町村等に照会
- ・市町村との連携について、全市町村に対する照会及び特定市町村へのヒアリング
- ・里親家庭の子ども、施設入所中の子ども、一時保護中の子ども(それぞれ経験者を含む)に対する意見照会 ※複数の当事者を交えた意見交換会についても検討
- 長期間一時保護されていた子どもへのヒアリング
- ・自立支援事業を利用した方や、必要としている子ども等に対する意見照会
- ・社会的養護を必要とする子どもの親に対する意見照会
- ・里親に対する意見照会 ※複数の里親を交えた意見交換会についても検討
- ・施設に対する意見照会
- ・県内政令市・中核市との協議
- ・パブリックコメントの実施 (R6.12~R7.1ごろ)